

# JR大井工場アスベスト裁判 JRと旧国鉄に1770万円支払命令

## 3/12東京地裁がJR東日本と旧国鉄の責任を明確に認定！

裁判の争点、肺がんと死亡の原因は、「昭和33年から平成8年4月頃まで日常的に石綿粉じんにはばく露していた」とし、「それで石綿肺や肺がんを発症、加えて新型コロナ感染が影響し死亡した」と認定。「粉じんの発生・飛散防止措置も不十分で、危険性の教育もなされず安全配慮義務違反」としました。JRの「国鉄とJRは同時存在しないので共同責任はない」との主張には「昭和62年4月1日前後において、旧国鉄からJRは必要な業務を何ら変わりなく引き続き行っていたのであり両被告の安全配慮義務違反は社会通念上一個の行為である」と共同不法行為を明確に認定しました。損害額では、「両被告の共同不法行為がなければ一定の延命が可能であったし、その他の事情を考慮すれば慰謝料は2300万円が相当だが、被告の喫煙歴が死亡リスクを高めたことを考慮して慰謝料は1610万円、弁護士費用は161万円が相当である」としました。喫煙による減額率や慰謝料額が適正であるかは評価がわかれるにしても、これまでJRが一貫して主張してきた「肺がんは喫煙が原因、死因はコロナ感染」「石綿粉じんは発生していない」「安全対策はとっていた」との言い訳はことごとく退けられました。判決後、マスコミ各社は一斉に報道「石綿で肺がん、男性死亡JR東日本に慰謝料支払い命令、対策不十分」（朝日）「石綿-JRに賠償命令」（赤旗）、労組、支援団体や退職者会など各界からも判決の持つ重要性、勝利獲得の意義が語られ、原告・弁護団らに祝意が寄せられています。



### 旧国鉄・JR大井工場アスベスト裁判とは

この裁判は、原告黒沼義則さん（故人当時80才）が、旧国鉄・JR大井工場で電気、ガス溶接工として43年間働き、その際、車両や材料で使用した石綿粉塵にはばく露、退職後の2017年12月に肺がんを発症、労災認定を受けました。2020年7月にアスベスト健康被害を生じさせた旧国鉄とJR東日本に対し損害賠償を求めて裁判を起しました。24年3月12日、提訴から3年8カ月の裁判で原告勝利の判決が出ました。



### 一刻も早く謝罪し、公正な補償を！

JR東京総合車両センター（元大井工場）では、石綿健康被害の業務上認定者が18名（肺がん8名、中皮腫10名）もいます。さらに、本件黒沼さんが肺がんで労災認定、その後輩の元社員Sさんも中皮腫で労災認定となり現在も闘病中で、明らかになっただけで合計20名の石綿被害者が発生。会社は、これまで多くの被害者を出しながら、その反省もなく被害者に「保護具を与えていたのに指導に従わなかった」「気吹きで石綿粉じんはなかった」「喫煙が肺がんの原因」等と、まさに「自己責任」だと主張してきました。JRと旧国鉄は、判決が不服で「控訴」するのですが、第1審の長い審理を経て下された判決は極めて重いものであり、真実は揺るぎません。世界的鉄道会社JR東日本と国の附属機関である鉄道運輸機構（旧国鉄）は、判決を真摯に受け止めて社会的責任を果たさなければなりません。一刻も早く被害者に公正な補償の実施と、退職者への補償制度の創設に向けて関係者との話し合いを直ちに開始するよう要求します。

